

編集発行人

パワーアライアンス税理士事務所 税理士 若 杉 〒151-0073

東京都渋谷区笹塚3-37-1 第1花井ビル2F

TEL 03 (5365) 4744代) FAX 03 (5365) 4745 E-mail info@wakasugi.zei-mu.ne

メタセコイア

11月の税務と労務

- 国 税/10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税/所得税予定納税額の減額承認申請

11月17日

国 税/所得税予定納税額第2期分の納付

12月1日

国 税/9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

12月1日

12月1日

国 税/12月、3月、6月決算法人の消費税等の 中間申告(年3回の場合)

国 税/3月決算法人の中間申告 12月1日

国 税/個人事業者の消費税等の中間申告

(年3回の場合) 12月1日

地方税/個人事業税第2期分の納付

都道府県の条例で定める日

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日 24日・振替休日

		一月一	一火一	一水一	一木一	金	-
	•	۰	۰	٠	۰	٠	1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	<i>29</i>
	<i>30</i>	٠	٠	٠	٠	٠	•
ı							

※税を考える週間 11月11日~11月17日



税を考える週間 税の役割や意義を理解し、納税意識を高めることを目的とした啓発活 動が「税を考える週間」です。毎年この時期には各地で税に関する様々な広報イベントや 講演会が開かれるほか、児童・生徒から募集した税に関する作文や書道、標語などの作品展・ 表彰式、税務行政への功労者に対する納税表彰なども行われます。

インボイスの交付 迷いやすいポイント

取費扱らせかこり税いのららと 0 て 2 を質問 れはか動 0) 一げます ハインボ 7 数らの形 税 形 年 ょ い々 0) たり国 まの 態 が 1 質のは経 1 す のを中心のを中心ののを中心ののを中心ののを中心ののを中心ののです。 問 間 さき ス 13 L 1 らざま まし Ł 度 ス 一は、一段 事 に 制 たに 業者 らであ 0 庁 度 こに あ が 11 て消取れ寄等る経始

> 照納除課課がさのがるサ 税 額 御を計算します。 【図1 下「仕入税額控除」)し 1 て、

一定の事項が、シボイスという。 書類でデータ の仕 タを で 金 名あ所 税 額 インボ 和なで間 が定の事 いいいま 項 L が 額等を伝えるも 額 適格請 が記 て、 正した で問わずの事項がます。 の保 ・イス 正 いことを確認 をするためには 正確な適用税売れるは、売手が必要によ 求書 以 納品に 0) 下 イ 類 た限 B 率 がな

、上に係っています。 そられています。 もれて、税が累積 は、別段階 税税がれて、 取引し ・ビス 税 入等に係る消費税額を 0) 一に係る消費税額ています。具体的 ま 消 は ま ず。 費者 提 商 供 品 が負担 生 な 重 産 L 生や、 な \equiv 1 重 流 L 課 仕組み 事業者 通など 税さ から、 眅

納 税 1 消ら

n

【図1】 消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ

消費者が負担する 消費税額は50万円

製造業 卸 消費者 売業者 売業者 税 抜 200万円 抜 300万円 抜 500 万円 税 20 万円 消費税 消費税 30万円 消費税 50 万円 合計で50万円納税されている

そ

20 万円を納税

消

費

税

0)

1

ン

ボ

1

ス

制

度

スに など

なりま ン

ず。

0)

ず

イ

ボ

ボ初

ース制

度消

NO

て仕

簡組

単み

おイ

や以10

イ

ン かイ

いボら

ス

仕

入 そ 5

てれれ年

原な

て イ

降月イ

1

日ボ

え制

ターは

1 原なし、

ス

令

和

に غ

費

税 つ

1 め

10 万円を納税

20 万円を納税

方に手

その手数料の

でしょうか

など 発

あの

かるので 負担を 場へた場へ

求 合 ン

8

つること

50万円-30万円

交付を求めて提供

め書

ら面

で

イ

ボ

ィ

相スる事

よ書

面

Ć

なく

電

子 つ

1 7

夕

ンボ だけ

イス

交付

ŋ

供

することも

5

、ます。

1

ン

ボ

オ

ス

を

電

デー

することとして

11 子 消費税と地方消費税を 合わせた税率(10%) で計算しています。

20 万円-0円

て、独占

ŋ 止 越

法 的

上 地

0) 位 負に

問 0) 担

ح 用求

な

どし

優

30万円-20万円

に対して合には、 場合

地取問

位引の

は、

題

ح

ような別で取引して取引して取引い

上

場合の

て

いる

な手

数

など

0)

を

め

ように書

行

などの古などの古

担等にを

別用とし

るもの

ちに

で 記 る の 料

によるインなお、受領 お性 が占 領 ボイスの 渡等の 交付 対 価 ح

銭 的ボ 1 負 担ス 0) 交付 K 係

れだ仕 イン し、入税 金 て e V ま 定控 の除 経が 過措 置 が 設ん け らた

額

でき

ま

せ

務に該 がつ当 生いし てもイン じ します で、 ボ そ 1 スの の手 交数 付 料

義等

ボ イス 0) 再 発 行

るを交品をか取 義求付な交ら引 交付 など め 0) のン は あ う ち れ い 販 る 求相ボ め手 イ てる 義に ŋ 売 方 ス も場 É 時 務応 で 0) 合 がじ せ に あ てイン W 1 る 改 生 行 Ø シ 課 後 じ 事 日ボま て 税 交 再 交 す。 1 ボ 事 付交付を商スを業者

なれを求場相 8 合手一義 · 方方で 後 に 後 は 5 た 日 たとき イン イ度 E 務 ン がはボ交ボ シ ス 付 1 あ 1 イン テ ス ス ŋ L ź を 4 0) 7 か ボイ す。 0) い取 な引 行 仕 で様こスをいの

> ず う よる きな 認 的あて イ よるなど何られる場合など付す、 なが غ な り交 さあり お、 取 ŧ 引せ義 イン ŧ 記ん務 しても、 0) す 録 が がが 相条 除 **,** かのに 付のボ 1 対は事 さ方 がを 応 情れかれ ことをも 交 手が らる を こと 付 ある 行 書 0) う必に ると 具 L らよ ボ体は

よう 7 うな場へしたもの 物 差し支えあ 合は、 は、 が 顧 ŋ 交 ź 付 で客 きな せ L なかけ たこ っ取 た

ラット フォ 1 税

国税庁資料より

ル1い申ずかて電プ日ま告、国は気 フのう 気に事 オ 消 プ 日 ま 告 国は クラットは以後、 費者 役務 1 Ũ 通 供 外 後、た。 納 事 そ し 向 税の 業 0) て 利 が ح かけ フ国 を 提 者 事用 行 受す オ っ電 供 外れ 行 で 業 役 う 1 を 気 事が う あ者 務 を 7 ムを ・
幸者が 行るがの 介特通 プ内 か国提リ 定信 う 0 7 事に内供配消 利 介が プ デ年さ 年さ業係事で そ ラ用 L 信 ジ て ッ役 つの 等 しい役ト務行夕月 てがら者いのな

> が国ムのア通介 行も 税消 自社が ア イ プ 信 うこととさ リ利 事 プ 税 ij 11 ボ 業者であるアプリ の用 0 11 0) 1 配役 外 対象とならない が ます。 配信がプラット からプラ 務 プラ スを交付することに 役 ノラット を受け、 0) n 提供 まし **・ット** 消 0 申 費 図 提 名向 た場 ・フォ I 2 参 た。 に フ 供 該 オ を とき 配 当け 合、 1 照 1 フォー す 電 信 4 4 れ税 2 そ を る 気 課ををた

ことで仕 トのムが 定ムな 4 事事 れボ できます。 ペ プ課 ŋ フ ・イスを オ 業者の ラ税ッの ら ま ジの 1 0) 4 入税 1 イ 対 交 ン フ

【図2】 消費税のプラットフォーム課税

インボイス

ラ

役務提供① 役務提供3 国外事業者 国内事業者 特定プラット -ム事業者 フォ 国内消費者等 役務提供② 役務提供4

改正前後の消費者向け電気通信利田役務の提供に係る由告納税義務者

以上的区域内,但是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个									
	役務提供①	役務提供②	役務提供③	役務提供④					
改正前	国外事業者	国外事業者	国内事業者	国内事業者					
改正後	特定 プラット フォーム 事業者	国外事業者	国内事業者	国内事業者					

業者に係るデジ の名称 「特定プラット 氏名又は 特 付 祝額控: オ 定プラット 控除 することに 1 に公表さ は スを保 ラッ 事 タ 名 を行うこと 玉 業 ル称 税 ١ や、 れ フォ 庁 プ ・フォー 存 になり、 ノラッ する が ホ オ そ

合同会社の社員に対する 事前確定届出給与

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない給与からります。これは、内国法人が役員に対してつきる給与のうち、その役員の職務に立て支給する給与の方をでした額の金銭給与のに基づいて支給する給与ので、をでする場合をです。 財割しないものの所轄税務署長に事前で、納税地の所轄税務署長に「届出書」)により届け出ているものです。

届出書の提出期限は、株主総会等の決議により、役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定めをした場合におけるその決議をした日、又は、その職務の執行の開始の日のいずれか早い日から1か月を経過する日とされています。

ただし、その1か月を経過する日が「職務執行の開始日」の属する会計期間開始の日から4か月を経過する日後等である場合には、その4か月を経過する日等とされています。

合同会社の業務執行社員は、会社法上「職 務執行の開始日 | を定める必要がなく、社 員となったときからその業務を執行するこ ととなり、その合同会社の社員となった日 の属する事業年度の翌事業年度以後の「職 務執行の開始日 | が明らかではありません。 ただ、業務執行社員に支給する役員給与や 役員賞与が、前事業年度以前の決算の状況 を踏まえた当事業年度の業績見込みを考慮 して、前事業年度の決算が確定する定時社 員総会において総社員の同意をもって決定 をするような手続によるものであれば、そ の給与や賞与はその定時社員総会から次の 定時社員総会までの職務執行の対価と考え られ、職務執行の開始日はその定時社員総 会の開催日となると考えられます。届出書 の提出期限は、その定時社員総会の開催日 から1か月を経過する日となります。

業務に係る雑所

退職所得、動産所得、 及 税法上特に内容について定義せ び るに至る程度で行っているか な 事業所得」と 利子所得、 新得」 は、 時所得の ば、 事業所得、 社会通· 山林所得、 とされて 定 いずれにも該当 配当所 の 「業務に係る雑 が 念上事業と称 ものを除 給与所得、 則です ſ١ 譲渡所得 ます。

分される 的には る事実 資産(認め 6 することになります。 超にの て 取引 る合も れる 保 え、 係る収入金額 ſ١ 5 る場 の 存 を あり か否 ま 譲渡は譲渡所 業務に係る雑所得に該当 れ 記 がある場合を除き、 か が るは、 つ事業所得と認められ 無 ま 帳 Iかを ۲J す。 し 場合は、 ま 帳 記帳や帳簿書類概ね事業所得と 個 た、 が300 別に判断する 事 得などに区 類を保存 その 業と認め ただし、 万円を 基本 所得

11月の税務 ピックアップ

所得税予定納税額の 減額承認申請

所得税の予定納税の義務がある人が、廃業・休業・業績不振などにより、その年の6月30日の現況による申告納税見積額が予定納税額の計算の基礎となった予定納税基準額に満たないと見込まれる場合や、その年の10月31日の現況による申告納税見積額が既に受けている減額の承認に係る申告納税見積額に満たないと見込まれる場合に予定納税額の減額を求める手続きを、「予定納税額の減額承認申請」といいます。

廃業・休業・業績不振以外には、災害などで事業用資産などに損害を受けた場合や 雑損控除を受ける場合、医療費控除などの 控除額が増える場合、扶養控除の対象者が 増えた場合なども、申請が可能です。

第1期分及び第2期分の申請はその年の7月15日までに、第2期分のみ及び特別農業所得者の申請は11月15日(今年は11月17日)までに提出が必要です。